施行　2025 年 3 月 8 日

備品管理に関する内規

本内規は、奈良県ダンススポーツ連盟の備品管理について定める。

（備品の定義）

第１条 備品とは、奈良県ダンススポーツ連盟の活動のために使用することを目的に、奈良県ダンススポーツ連盟の経費で購入した物品で、消耗品を除く。

（備品管理台帳への記載）

第２条 備品管理台帳に、購入した備品の購入日、購入価格、品目、管理者等を記載する。

（固定資産）

第３条 備品のうち、購入価格が 100,000 円以上で、現在使用中もしくは今後使用する可能性のあるものを固定資産とする。

２ 定時総会において、固定資産の内容について報告する。

３ JDSF 本部に提出する自己点検･評価表の資産総額欄に、固定資産の総額を記載する。

（廃棄処分）

第４条 備品のうち、以下のものを廃棄することが出来る。

① 破損もしくは故障等により、使用できなくなったもの。

② 現在使用しておらず、今後も使用する可能性が殆どないもの。

２ 備品を廃棄する場合は、廃棄の１週間以上前に、メール等で役員宛に廃棄する旨を廃棄理由と共に通告し、異議がない場合は廃棄処分とする。

３ 廃棄処分の方法（廃品回収に出す方法、自治体が回収するごみとして出す方法等）は、問わない。

４ 廃棄処分した備品は、備品管理台帳から抹消する。

５ 廃棄処分した備品は、別途、廃棄備品リストで管理することが望ましい。

（改廃）

第３条　本内規は、奈良県ダンススポーツ連盟の理事会に於いて、出席理事の過半数の賛成により、改正もしくは廃止をすることが出来る。